

令和7年度 住宅専門家相談

管理相談

マンション関係のトラブル、管理等で悩んでいることや困っていることはありませんか？

マンション管理計画認定制度に関する相談もできます！

マンション管理士が専門的な見地から、相談に応じます。

お気軽にご相談ください。



定員：2組（事前予約制）
 時間：①13：30～ ②14：30～ （1組50分）
 対象者：市内分譲マンションの管理組合や区分所有者、在住の方
 相談内容：マンションに関する管理相談（マンション管理士）
 相談料：無料
 場所：堺市役所の会議室（高層館14階 住宅施策推進課で受付）

相談日	申込受付期間（平日9時～17時30分）
4月23日（水）	4/2（水）～4/18（金）
5月28日（水）	5/2（金）～5/23（金）
6月25日（水）	6/2（月）～6/20（金）
7月30日（水）	7/2（水）～7/25（金）
8月27日（水）	8/4（月）～8/22（金）
9月24日（水）	9/2（火）～9/19（金）
10月29日（水）	10/2（木）～10/24（金）
11月26日（水）	11/4（火）～11/21（金）
12月17日（水）	12/2（火）～12/12（金）
1月28日（水）	1/5（月）～1/23（金）
2月25日（水）	2/2（月）～2/20（金）
3月25日（水）	3/2（月）～3/19（木）

※ 予約は先着順です。定員に達した場合、ご参加いただけないことがあります。

※ 本相談は、過去3年度内において、初回相談者優先です。

別の内容の相談であっても相談先が同じ場合は2回目となります。（管理1→管理2）

ただし、相談先が異なる場合は各々で数えます。（管理1→法律1）

※ 係争中、営利目的等の案件は、相談対象外です。

<申込み・問合せ先>

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8215（直通） FAX：072-228-8034

電子メール：jusui@city.sakai.lg.jp



ホームページ：堺市トップページ→暮らし・手続き→住宅・建築→住宅→住まいの相談をしたい→堺市住宅専門家相談

